### 第 7 回

議員の定数等に関する検討委員会会議録

平成16年9月19日

相模原•津久井地域合併協議会

# 相 模 原 ・ 津 久 井 地 域 合 併 協 議 会 第 7 回 議員の定数等に関する検討委員会会議録

○会議次	第	
〇出欠席	者名簿	
○開	会3	
○議	題	
○そ の	他	
○閉	会20	

## 相 模 原 ・ 津 久 井 地 域 合 併 協 議 会 第7回議員の定数等に関する検討委員会会議録

日時:平成16年9月19日(日)午後2時から

場所:けやき会館 5階 大樹の間

#### 〈会議次第〉

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1)議会議員の定数及び任期の取扱いについて
  - (2) 事務事業の一元化について
- 3 その他
- 4 閉 会

#### 〈出欠席者名簿〉

#### 〇出席委員(11名)

山岸一雄委員長、梶野勲副委員長、佐藤賢司委員、小林一郎委員、田中武夫委員、 長友克洋委員、小野志郎委員、菊地原一朗委員、荒井三和委員、荒井正次委員、 永井宏一委員

#### 〇欠席委員(1名)

久保田義則委員

#### 〇合併協議会事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、網本淳副主幹、菊地原央主査

#### 〇議会事務局

- <相模原市>白井武司議会事務局長、近藤義則参事兼議事調査課長、井上健二庶務課長、 長谷川雅一担当課長、今村由里副主幹、中島秀臣副主幹、小山崇主査
- <城 山 町>八木正光議会事務局長
- <津久井町>柳川宝議会事務局長
- <相模湖町>井草浩議会事務局長

#### 〇傍聴者

一般傍聴(14名)

#### 開会 午後 1時59分

#### ◎開 会

〇山岸委員長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、只今より第7回議員の定数等に 関する検討委員会を開会いたします。

只今の出席委員は11名で、定足数に達しております。本日は、久保田委員より欠席の旨、 通告がありますので、ご報告申し上げます。

本日の会議録署名人として、2名の方をご指名させていただきたいと思います。相模原市 の佐藤賢司委員と津久井町の荒井三和委員にお願いいたします。

#### ◎議 題

#### □議題(1) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

**〇山岸委員長** それでは、議題に入らせていただきます。

議題の1、「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

この議題につきましては、前回の検討委員会で皆様から出されました具体的な意見を参考に、再度、各市町で持ち帰り検討することとなっております。従いまして、各市町で検討された結果についてお伺いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、順次お願いをしたいというように思います。

城山町さんからお願いします。菊地原委員さん。

- ○菊地原委員 城山町は、ずっと前から議会議員の定数及び任期の取扱いに係る想定例⑤の2、2、1ということで変わりはありません。
- 〇山岸委員長 では、津久井町さんお願いします。
- ○荒井(三)委員 津久井町ですが、先日、9月7日に行いました検討委員会の状況を町の特別委員会へ説明をしてございます。

前回、この検討委員会では、私も、次回には決定することを確認をお願いしたいと、こういう発言もさせていただきました。会議の最後には、山岸委員長からも、9月21日の合併協議会に報告をしたいので、次回——今日ですね、決定することを確認されてございます。これを受けまして、津久井町議会として、何としても合併をなし遂げなければならないと、

このようなことから、本日決定することを念頭に議論をさせていただきました。

前回、2、2、1の地方自治法の一般原則でお願いをいたしましたけれども、前回までの 意見では、定数特例、⑤。一部④の意見もございましたが、⑤が多いことから、最終的には ⑤の2、2、1で意見を取りまとめました。

なお、議論の途中においては2、2、2の話もありましたが、これだけは受け入れられないと、こういうことでございます。

以上です。

- 〇山岸委員長 相模湖町さん、ひとつお願いします。
- 〇永井委員 相模湖の永井です。

うちの方では、今月の14日の日に委員会を開きまして、いろいろ皆さんとご討議しましたところ、うちの人口は1万人。定数特例でいくと2、2、1というような話もございますが、行政区ということを大事にしてくれというのが一番の結論でございました。そういうことで、話の出た中では3、3、2というような話で、1人というのは困るではないかと。また、地域協議会ですか。そちらが充実してくれば、違う面も出るのではないかと。その方もまだ先が見えておりませんので、何しろうちの方は2人で、今までの行政区でございますので1人というのは大変だというような話が出まして、今日はそういうことで、荒井議長と2人で皆さんの意見を集約したところは、そんなところでございます。

以上です。

- **〇山岸委員長** では、相模原の佐藤さんの方からお願いします。
- ○佐藤委員 うちの場合は、前にもお話をしたんですが、出席者全員の統一的な見解は持っておりません。個々の意見を持っておりますので、私は私の一委員としてのご報告。それから、久保田委員と私は同じ意見だと思いますけれども、先程来出ている⑤の2、2、1、これを基本にお願いしようと、そういうつもりでおります。
- 〇山岸委員長 続いて、小林委員。
- ○小林委員 前回も私は申し上げましたけれども、基本的なところは2、2、1で、定数特例というのは、やはり特例でございますので、できることならば早く一体になった方がいいという、好ましいということが、私どもの聞いた皆さんのご意見を集約した感じではそういう意見が強うございますので、やはりそこが基本かなということでございます。
- 〇山岸委員長 続いて、田中委員。
- 〇田中委員 田中です。

私は、やはり法定の数である56を最大限に生かした民意の反映というのが大切ではないかと。そして、先程相模湖町さんから出された3、3、2というのは、これは合計すると8名ですけれども、やはりそれは、そういう方向には向いているのかなというふうに思いますので、やはりそういう選択肢も持ってやった方がいいのではないかというふうに考えます。以上です。

- 〇山岸委員長 はい、長友委員。
- ○長友委員 こんにちは。前回申し上げたとおりであります。基本的には今の小林委員の話と同じです。極力、特別的なケースというものは時間を長く設定すべきではないと考えておりますので、想定例でいうところの④番であろうと考えています。ただし、これも前回申し上げたんですけれども、そうは申し上げましても、いろいろな部分というものはわからなくもないので、想定例⑤というのも一緒になって考えながら、それは皆さんとのご意見を通して柔軟に考えていいのではないかというふうに思っています。

以上です。

**〇山岸委員長** 副委員長さん、何かご意見ございませんか。よろしいですか。

お聞きのとおり、今日、11人の委員さんが出席しておりますが、そのうちお三方が違う 意見を述べておりますが、その他の方は定数特例を基本にという意見を出されております。

他に意見ございませんか。できれば今日は一つの方向を決めたいというように思いますので、ご協力をお願いしたいというように思います。

小野委員。

○小野委員 本件は、当然、議員自身のことでございますので、こういう形の中で、本体から 別途の形で当委員会を設置して、皆さんとともに協議をさせてもらっている輪の中に入らせ てもらっています。一番大事なのは、別途というふうなことを言いましたけれども、議員さ んというのは政治家でございますので、政治家というのは、全体を網羅した形の中で、いか にまとめていくかと、このことが私は原理原則としてあると信じております。

そういうことからいいまして、先程城山の菊地原委員さんの方から、⑤だと、このような 城山の考え方を示しました。この⑤、基本には⑤でございますが、全体的にまとめていかな ければいけないという、このことからいいまして、今までも何回も申し上げておりますよう に、編入合併を念頭に置きまして、より良い民意の反映を考慮すべきだと。このことが城山 の一貫した、要するに本件の考え方でございます。

今、委員長さんのさばきで、それぞれ、各町で、相模原市さんの委員からは、お一人お一

人の考え方をいただいた訳でございます。是非とも、これから正副委員長さんにおかれましては、まとめる方向にこの委員会の前進をお願いしたいなと、こんな思いでいっぱいでございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○山岸委員長 どうしましょうか。このままさらに議論を深めてもらうということと、或いは休憩をとって調整をするということもあると思いますが、もうとにかく大勢は皆さんお聞きのとおりのことですから、そういう方向で是非ひとつ協力をいただきたいというように思いますが、休憩をしばしとりましょうかね。よろしいですか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○山岸委員長 それでは、今2時10分ですから、半ぐらいを目途にいかがでしょうか、2時半。それでは、20分間休憩ということにさせていただきたいというように思います。はい。
- ○小野委員 委員長さんのすばらしい采配だと思います。時間のことでございますが、どうでしょうか。流動的になる可能性も、私はちょっと心配しているんですね。時間を区切って、要するにこのことをまとめようという方法もあれば、今日は傍聴の方もいらっしゃいますし、事務局の方もいらっしゃるんですけれども、そこのところは正副委員長さんの采配を是非ともお願い申し上げたいと思います。
- **〇山岸委員長** それでは、ひとまず半まで休憩に入りたいというように思いますので、2時半 に再開ということでお願いしたいというように思います。

休憩 午後2時12分 再開 午後2時51分

#### 〇山岸委員長 再開いたします。

大変お待たせをいたしました。休憩の間、調整をいろいろとした訳でございますが、やはりネックになるのは、特に、2、2、1でいく場合に、1になる相模湖さんの場合には、町民の意思の反映という点で大変問題があるというようなご意見等を含めまして、いろいろな角度から検討いたしました。そして、もう少しで方向が出そうだということになってきておりますが、この委員会としても、特に相模湖さんからの要望の強い、町民意思の反映をできるような組織ですね。いわゆる地域自治区のようなしっかりとした受け皿を作ってほしいというような意見を含めて、各町の皆さんからいろいろとご意見を伺って、少し時間が過ぎて

しまいましたが、調整をした訳でございますが、相模湖町さんの方からひとつ意見発表して いただいて、次の段階に入りたいというように思います。

荒井委員。

○荒井(正)委員 只今休憩の間、皆さん方と審議をいたしました。議員の定数の取扱いについては、相模湖町としては2人を要望してきましたが、検討、協議をした結果、次の理由により、想定例⑤、合併特例法における定数特例で、城山2人、津久井町2人、相模湖町1人でお願いいたします。編入合併であること、また行政改革の観点から、1人でもやむを得ない。現在、幹事会等で検討されている地域組織の地域自治区の充実を図り、地域の声を行政に反映させていく努力をしていくことが重要であると思われます。

現在の相模原市の46人の定数でも多過ぎるという市民の声がある中、何の理由もなく定数増は困難であると判断をしたため、相模湖町としましては、町民感情を考えると2人は要望したいと思うのは真実でございます。私が最初に申しましたとおりに、城山2、津久井が2、相模湖1、想定例⑤でお願いしたいと思います。

以上です。

**〇山岸委員長** どうもありがとうございました。

今、相模湖町さんから最終的なご判断をいただきました。従いまして、この検討委員会は、できるだけ採決などをせずに、円満に方向を見出すということに、皆さんがそうしようという意見でございますので、是非ひとつまとめができた段階で、ご確認はまた文書でお願いをいたしますが、今、荒井委員さんの方から発表がありましたように、合併特例法の中の定数特例、想定例の⑤ということでございますが、城山2、津久井2、相模湖1の5つの定数を増員して、それぞれ選挙区を設けて増員選挙を行うと。従って、46プラス5ということで、51の定数になる訳でございます。また今の段階で言うのはどうかと思いますが、藤野が入った場合にはプラス1ということに当然なる訳ですが、この委員会の責任の中では、46プラス5、51定数ということになると思います。

それと同時に、この特例法でいう期間、或いは選挙区というものは、町別に2回使える訳です。1つは増員選挙から一般選挙までの間の1年と、それから平成19年の全体の改選期。このときから向こう4年間、ここまでは使えるということで、その後はオープンになるということになる訳でございますが、そういうことで、相模湖の皆さん方に本当に苦しい決断をいただいた訳でございます。本当にありがとうございました。どうですか、皆さん、拍手でもって定数特例の⑤というようなことでご確認をいただければありがたいんですが、どうで

すか。

はい。

○田中委員 大体の方向が出されたようなんですが、ただ、任意協議会に報告する場合には、 今出されたいろいろな意見がございましたね。それを是非付加して、そして数字にとらわれ すぎ無いように、中身を十分に反映していただきたい。そういう要望をしておきます。

#### 〇山岸委員長 はい。

それでは、皆さん、押しつけのようなことで申し訳ありませんが、確認の意味で、ひとつ 拍手をお願いしたいというように思います。(拍手)

それでは、どうもありがとうございました。拍手をもって定数特例で最終的にご確認いただいたということでございます。大変ありがとうございました。後ほど、このことと、今、田中さんがおっしゃいましたこととを含めて、文書でもって、口頭だと間違えますので、皆さんに確認をいただいて、町民の意思の反映の問題も、先にこちらから任意協議会の方へ申し入れておくというようなことで成文化したいというように思いますので、後ほどご確認をいただきたいというように思います。

#### 口議題(2) 事務事業の一元化について

○山岸委員長 それでは、この件につきましてはひとまずこのくらいにしておきまして、次の 議題の2、「事務事業の一元化について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 資料につきましては、第5回のときにお配りさせていただきました「事務事業一元化について」という資料、傍聴の方は今日お配りさせていただいているかと思いますが、お手元にございますでしょうか。こちらの資料ですが、小さい紙が1枚と大きい紙が裏表になっている資料でございます。

こちらにつきましては、1ページのところの総括表の下のところをご覧いただきますと、表の下でございますが、こちら、議員の報酬と政務調査費につきましては、只今方向性を出していただきました議会議員の定数及び任期の取扱い、これとあわせてご審議をいただくということになっておりますので、今確認をされたことを前提にして、空欄になっております部分について、事務局の方から改めてご提案をさせていただきたいと思います。

まず1枚めくっていただき、調書をご覧いただきたいと思いますが、こちらについては第

2回のときにご説明させていただきましたが、内容的には、1市3町の議員の報酬、それと 期末手当、費用弁償という、いわゆる旅費等について、それと議員年金についてまとめさせ ていただいております。

それで、右から2つ目のところをご覧いただきますと、報酬、それと期末手当の支給額、 それと支給日、費用弁償の支給額・対象、そのようなものが殆ど、1市3町、異なっております。

それで、調整方針でございますが、只今議員さんについては5名の増員ということになる 訳ですが、それを前提にして、他の事務事業と殆ど同じような形になりますが、ここの調整 方針としては、合併時に相模原市の制度に統合するという形でご提案をさせていただきたい と思います。

それから、その裏のところですが、政務調査費につきましても、交付額、交付時期が異なっているということと、それから相模湖町さんについては政務調査費の制度がないという、そういうことでございますが、こちらにつきましても同様に、合併時に相模原市の制度に統合するということでご提案をさせていただきたいと思います。

それを前提にしてお戻りいただいて、先程の総括表のところでございますが、こちらについても、空欄になっている1と2のところについては、ランクはそれぞれCランク、それと調整区分については合併時に統合で、調整方針については、先程申し上げましたように、合併時に相模原市の制度に統合する、そのような形でご提案をさせていただきたいと思います。以上でございます。

〇山岸委員長 只今の議会事務局長の説明のように、報酬だとか政務調査費等の関係、上の2 つ、空欄の部分について説明があった訳ですが、合併時に相模原市の制度に統合するという 調整方針、これをひとつご確認いただきたいということの説明でございますが、よろしいで すか。

#### [「はい」と呼ぶ者あり]

**〇山岸委員長** それでは、説明がありましたとおりご確認をいただいたということで、よろしくお願いいたしたいというように思います。

その他、事務局から特にありますか。事務局から、その他のことで。

- 〇白井相模原市議会事務局長 特にございません。
- **〇山岸委員長** それでは、議題の1と2を終えた訳でございますが、先程の確認いただいた事項を成文化して、さらに確認をしていただいて、今日の会議を閉じる方向にしたいと思いま

すので、ご協力をお願いいたします。

それでは、3時半まで休憩ということにいたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後3時04分 再開 午後3時32分

**〇山岸委員長** それでは、再開をいたします。

休憩中に文案を作成していただきましたので、事務局の方から朗読をしていただきます。 よろしくお願いいたします。

議会事務局長。

**〇白井相模原市議会事務局長** それでは、お配りさせていただきました資料について、朗読を もって説明にかえさせていただきます。

1番として、議員の定数及び任期の取扱いについて。

「議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下『合併特例法』という。)第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、相模原市の議会議員の定数46人に、編入される町ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数5人(城山町2人、津久井町2人、相模湖町1人)を加えた51人とする。」ということで、そこにある合併特例法の6条につきましては、第3回のときにお配りさせていただいた資料の9ページにございますので、後ほどご参照いただきたいと思いますが、第2項のところについては、相模原市の議会議員の残任期間について定数特例を適用できるという、そういう規定でございます。第3項は、その際の選挙区についての規定でございます。それから第5項につきましては、合併後最初に行われる一般選挙についての定数特例の適用の規定でございます。第6項は、その選挙区についての規定でございます。それを引用させていただいております。

それから、「なお」以下のところですが、「なお、城山町、津久井町及び相模湖町の議会 議員の急激な減少に伴い、住民と行政との距離が大きくなることに対する住民の不安を軽減 することにより新市への移行を円滑に行うため、民意を適切に行政に反映する制度として、 合併特例法第5条の5に規定する地域自治区を設けることが望ましいとの意見が大勢を占め たので、これを付記する。」、このような形でまとめさせていただきました。 それから、次のページについては、先程と、それから以前、第2回のときにご議決をいた だいた内容でございます。

一部、若干補足させていただきたいと思いますが、3のところなんですが、従前ご提案申し上げ、ご議決をいただいたときには、「統合する」という最後の文言ですが、そこで第3のところについては「制度を適用する」ということになっております。これにつきましては他の事務事業と同様の形で表現をさせていただいたんですが、「統合する」というのは、1市3町それぞれに同様の事務事業がある場合に、相模原市とか3町のどちらかに統合するという、そういう意味合いですが、この「適用する」というのは、例えば、ここでいえば、相模原市にしかない制度、そういうような場合については「相模原市の制度を適用する」。「統合する」という表現が適当でないので、「適用する」ということで、1市3町に同様の事業があるかないかによって、意味合いとしては殆ど変わりないんですが、「統合」と「適用」、このような形で整理を合併協議会の中でされているということで、「適用」という言葉にさせていただいています。

同様に、12番ですね。12番についても、従前、「統合」でご議決いただいた内容でございますが、意味合いは変わりないんですが、「適用」という形で整理をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**〇山岸委員長** 只今説明がございました。これに対しましてご意見をいただきたいというよう に思います。

はい、荒井委員。

- ○荒井(正)委員 先程私は、この文章の問題ですが、議員の定数及び任期の取扱いについてのことについてですが、一番最後の行の2列でございますが、「合併特例法第5条の5に規定する地域自治区を設けることが望ましいとの意見」でなく、ここをちょっと変えてもらったらどうなのかと思うんです。私が先程言ったのは、「地域自治区の内容の充実を図り」と、私はこのようにしたんですよ。それと同時に、「地域の声」という、こういうことも入れたんですが、そこは抜くにしても、地域自治区というのは最初から設けるということが決まっているということなので、そこをもっと内容を強く充実していただければありがたいということで、ここに「内容の充実」と入れたらどうなのかと、こう思いますが、いかがなものでしょうか。
- 〇山岸委員長 議会事務局長。

- ○白井相模原市議会事務局長 実は、ここのところについて事務局長で協議した中では、前回、前々回、同様な形で地域自治区についてのお話がございましたので、ここは、今日、相模湖さんから言われたことだけではなくて、過去、今日を含めて3回の中でお話をいただいたことを事務局長の中で協議をしてまとめたつもりでございます。ですから、今日、今のご意見が改めて皆さんのご意見であれば、当然のことながらそのようにさせていただきたいと思いますが、3回の部分を総体的にまとめた内容でご提案させていただいたつもりでございます。以上です。
- 〇山岸委員長 荒井委員。
- ○荒井(正)委員 私は、今までは、自分の意見が主張できるかと、このように思っておりましたが、今回の内容のところを皆さんと同意見とするためにも、ここのところは、今まではそうであっても、今回のところは「地域自治区の内容を充実」と、こういう「充実を図る」と、この文章が入っても、今まで3回は検討しなくても、今日新しく検討部門に入ったので、皆さんの同意があれば入っても構わないのではないかなと、このように思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。
- ○山岸委員長 それでは、今ご意見が出ていますように、確かに、地域自治区というのは一つの想定される線上にあったものでございますので、充実ということが問題である訳なので、「内容の充実」ということを含めるということで、事務局、どうですか。はい、長友委員。
- ○長友委員 今の荒井委員のお話はよくわかりますので、それは構わないんですが、そうではなくて、その前に確認をしたい部分があるんですけれども、よろしいでしょうか。
- O山岸委員長 はい、いいですよ。
- ○長友委員 まず、この「なお」以下の部分の取扱い方が、どういう位置付けになるのか。一番最後に「これを付記する」と書いてありますが、「付記」ということは、そのままこの文面で、このまま提出をするのかということですね。それとも口頭なのかということを念のために確認をしたいということと、それと、「合併特例法第5条の5に規定する地域自治区を設けること」というのは、これから協議に入るというふうに理解をしているんですが、その点の確認をしたいと思いますが。
- 〇山岸委員長 事務局、どうですか。

議会事務局長。

**〇白井相模原市議会事務局長** 前段の1つ目のご質問にお答えさせていただきます。扱いにつ

いてでございますが、本検討委員会につきましては、会長からの指示といいますか、合併協議会の一組織としてできておりますので、この検討委員会の結果につきましては、合併協議会の会長の方へご報告をさせていただく。ですから、この文案については、これに、今までご提案させていただいた中で使った資料等を含めて、これを委員長から会長の方へ報告させていただく際に使う内容、使わせていただく内容というふうに考えております。

○山岸委員長 それと、局長、今朗読を聞いていて気がついたことなんですが、「『合併特例 法』という。)」と。以下、6条2項とか3項とか、ずっと書いてありますね。ここを、条 文だけではなくて、何項は何の規定とかということをここへ入れておいた方が、これをスト レートに読んで大体理解できるような内容でないと、一般的にはわかりにくいのではないの か。どうですか。

はい、事務局長。

- ○白井相模原市議会事務局長 今の後段のご質問ですが、1つは、前段の部分で「適用し」で、その2項、3項、5項、6項のことについては、後段の4行ぐらいの中でその部分についてのご説明をさせていただいているものですから、もしあえてやるとすれば、後段に書いてあるようなことを、例えば、2項の後へまた括弧書きするようなことにもなるかと思いますので、できればお許しをいただきたいと思います。
- 〇山岸委員長 合併協議会事務局長。
- ○田所事務局長 先程の長友委員のご質問でございますけれども、この内容の取扱いでございますが、これにつきましては、21日に合併協議会を予定させていただいております。その中で、この協議の状況等につきましては、委員長の方から協議会の方に報告をしていただくということが1点ございます。それから、当然、細かな内容等につきましては事務局の方から説明はさせていただきます。

それから、地域自治区、地域自治組織の関係についての検討でございますが、これにつきましても、21日の第6回の合併協議会にご提案を申し上げるというような予定で今進めてございます。

以上でございます。

- 〇山岸委員長 はい、長友委員。
- **〇長友委員** とすると、できれば書面をもって合併協議会の席上にのせる方がいいんだろうな レ......
- **〇山岸委員長** もちろん書類ですよ、出すのは。

**○長友委員** そこは明確に言われなかったので、そう思っています。

それともう一つが、後段の文の下から 2 行目の「合併特例法第 5 条の 5 に規定する地域自治区を設けることが望ましい」ということは、それが望ましいとは、私は、大勢の意見がここまでこうなっていたとはとても思っていないですし、私自身がそうだと思っていないんです。つまり、特例区だってある訳ですし、改正自治法における地域自治区だってある訳ですし、制度はいろいろな制度がある訳です。相模湖のご意見もそうですし、私自身も思っているんですが、問題は、どういう制度を活用するかではなくて、中身として充実したものをやってくれということだと思うんですね。私もそうすべきだと思いますので、現段階で特例法の 5 条 5 項の地域自治区ということ自体が決して決まっている訳でもありませんし、この中でも私としては大勢がそれでいいと思っているという意見を聞いたこともないので、改正自治法の地域自治区なのか、合併特例法の地域自治区がいいのかというのは、多分述べられていないのではないかと思いますし、すべての方がですね。そういう意味で、この文言はちょっと不適切ではないかなというふうに思います。

そこで、私としては、先程荒井委員がおっしゃったような、とにかくこの後段の部分の3 行目まで書いてある「民意を適切に行政に反映する」というところまでが図られる制度と内 容の充実というものを当会としては強く要望するんだという方がいいのではないかと、こう いうふうに思います。

**〇山岸委員長** どうですか、原案の作成の段階で。今提案されている内容の充実には変わりは ない訳だけれども、案文上。

小野委員。

以上です。

ちょっと待ってくださいね、今の結論は。

- ○小野委員 それぞれの意見はそれぞれの意見として、委員長、当委員会の性格を要するに考えた場合、もう少し事務局の方にきちんと言い切った形でやはり私は言っていただかないと、こういう議論になってしまうと思うんですよ。当委員会は、要するに性格を持っている訳ですから、そうしたらおのずと答えがあるはずだと、私はそういう認識でいます。
- 〇山岸委員長 今意見のとおり、協議会は協議会として最終決定権がある訳ですけれども、検 討委員会は検討委員会としての決定権がある訳ですから、原案の決定という点でははっきり 示してしまった方がいいと、こういうことだと思いますよ。「付記する」ではなくて、むし ろ「要請する」とか、もっとそういう言葉でもいいのではないかという気がするな。

どうですか、他にも意見があると思いますので。皆さんの意見を伺って、最終的に集約を しますので。

- ○小林委員 今の荒井委員と、それから長友委員のご意見を入れた形で、ここの下から2行目の「第5条の5に規定する地域自治区等を」を、「等を設け、内容を充実する」という文言、それにすればよろしいのではないでしょうか。
- 〇山岸委員長 「等」を入れることね。

どうですか。それと、先に、改正自治法との関係でどういう見解を持っておられますか。 合併協議会事務局長。

○田所事務局長 只今お話のございました、いわゆる改正地方自治法に基づく地域自治区という制度がございます。これにつきましては、相模原市内の全域を一括して設けなければいけないというようなことになっていまして、現在、合併協議会、21日の協議会にお諮りするのは、いろいろなそういった制度がございますということでお諮りはさせていただくということで今考えてございます。ただ、その中で、一つの選択肢としては、改正合併特例法に基づく地域自治区がいいのではないかというようなことで、ご提案の方はそういったことで申し上げていくような段取りを今進めてございます。

それと、他の制度で、いわゆる地方分権に伴う地域自治組織ということをちょっと幅広く 考えていく必要もあるかなというふうには、今いろいろな企画部会等での検討の中では、そ ういったことも含めて、若干幅広く議論がされているというような状況でございます。 以上でございます。

○山岸委員長 お聞きのように、改正自治法を踏まえた合併特例法のということですから、その中で地域自治区を設けるということなんですが、この内容はしっかりしたものでなくては困るということが先程来、意見が出されている訳ですから、そこを踏まえて、もう少し強い表現というか、「付記する」ということではなくて、検討委員会の結論だというひとつ方向性を示しておく方がいいと思います。決定権は上部組織の任意協議会が決めることですけれども、一応検討委員会の意向としては結論をしっかりいうことが大事なことではないかと思うので、その辺を修正して、しっかりしたものにした方がいいのではないか。

はい、小野委員。

○小野委員 先程言葉足らずだったと思うんですけれども、私はそのように思ったから、そのように意見として言わさせてもらったんですけれども、今、委員長が言われていることで、私は基本的にいいと思うんですよ。このまとめは、要するに、ここに書いてある、議員の定

数及び任期の取扱い、このことでまとめた文章として、委員長を中心にまとめた訳ですから。 そして下段の方は、先程言いましたように、当委員会の性格というのが私はあろうかと思う んですよ。もし差し支えなかったら、今、委員長が言われているような形で私はいいと思う んですよ。若干、このまま私なんかは待っていますので、委員長と事務方と、相模湖さんの そういうやはり意見というのを尊重していただいた形の中で、若干休憩をとっていただいて、 まとめていただければ、私はもうすぐに、決まると思いますけれども、いかがでしょうか。

〇山岸委員長 どうですか。

はい、荒井委員。

○荒井(三)委員 なお書きの関係ですけれども、先程出ておりますとおり、今、協議会へ提案されようとする地域自治区。これは、議員の数が相当減ると、激減するという、それを補完する機能な訳ですから、本来のこの検討委員会の分掌外ではありますけれども、緊密な関係がございますから、なお書きで是非これは記入をいただきたい。

具体に、合併特例区の関係も以前の資料で協議会は出ているようでありますけれども、これは、今進んでいる協議会の添付資料を見ますと、この特別地方公共団体については、新市の一体性、まちづくりの必要性、或いは財政運営の効率からはその選択をしないという考え方が示されているようでありますから、ここにありますような、既に進行しつつある地域自治区、これを設け、その内容の充実を図るとの意見が大勢だったと。「望ましい」というのは多分遠慮があると思うんですね。所掌外だから遠慮があるのかと思いますけれども、もう少し強調させていただけるならば、「地域自治区を設け、その内容の充実を図るとの意見が大勢を占めた」とか、もうちょっとその辺を工夫いただければありがたいというふうに思います。

○山岸委員長 どうですか。今、「地域自治区を設け、その内容の充実を図る」と、こういうことをはっきり入れて、その意見が大勢を──大勢を占めたというより、一つの結論なんだということで……。

はい、長友委員。

○長友委員 問題は、当委員会としての、検討委員会としての問題点というか、一番大切な点というのは、制度として何をするかではなくて、先程来出ている地域の行政、今までやってきた行政というものの位置付けをどこまで強く、ある程度、住民の方々が安心できるように残せるかと、やっていけるかということを多分主張されているんだと思うんです。その部分というのは十二分に理解をしていますので、制度として何を使うのかということではなくて、

とにかく内容を前面に押し出してすべきではないかと思うんです。合併協議会の方が合併特例法 5 条の 5 の地域自治区というものになりそうだというのは、それはわかりますけれども、それは協議会自体で決める話であって、地域自治区がいいなんて多分おっしゃっている訳ではないと思うんですよ。とにかく中身をしっかりしてほしいと、もっと。安心できるようにやってほしいということであろうと思いますので、私は、制度をどれこうというふうに書くのではなくて、中身の充実というものを押し出すようにすべきではないかと思いますし……この特例法 5 条の 5 項の自治区を設けるということを書くというのは、私は同意しかねます。

〇山岸委員長 どうですか、皆さん。

荒井委員。

○荒井(正)委員 私は難しいことを言っている訳ではないんですよ。議員の定数及び任期の 取扱いについてのときに、私は、相模湖は1人になるということで、地域自治区を充実した ものでなければ承認できませんよと、こういうふうに言った訳ですよ。ところが、ここには 地域自治区を設けるということは、もうこの前から委員長が、地域自治区を設けるからそれ でやってくださいよと、こう言っているんだから、そこの中に「充実した」という言葉を入 れてもらいたいと、ただそれだけを言っているだけですよ。そんなに難しく考えないで、こ の中に「内容の充実を図る」とか、するとか何とかという文章を入れてもらえば私はそれで いいと、こう言っているだけであって、何も、これをどうしようとかこうしようではなくて、 先程の文面のときに、私が読んだときも、ちゃんとこの文章が入っているんですよ。それだ けを入れてもらえないかと。

なぜかというのは、これは議員定数のところの意見ですから、どこがどう言おうと、うちならうちの意見をぴしっとしたものを出せばいいと私は思うんですよ。だから、その辺のところが対処できないかと、ただそれだけを言っているだけですよ。

**〇山岸委員長** それはもう皆さんが確認すればいいことですから。

どうですか。地域自治区を設けることは当然設けるんですが、「内容の充実を図ることを 要請する」とか、そういう決めつけでもいいような気がするが、どうですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **〇山岸委員長** それでは、今申し上げたところをちょっと修正して、もう一度確認します。 はい。
- **〇長友委員** しつこくて申し訳ないですけれども、大事なところだと私は思っているんです。

「地域自治区等」という、さっき小林委員の意見がありましたけれども、「地域自治区等」ということではいいと思うんですけれども、「特例法第 5 条の 5 に規定する」というのは、それを前提とした話にやはりなりますので、私はこれを外してほしいなと思います。ですので、「民意を適切に行政に反映する制度として地域自治区等を設け、内容の充実を図ることを強く要請する」とかなんか、そういうふうにしていただければと思うんです。

- 〇山岸委員長 それでは、今意見が出ておりますように、「民意を適切に行政に反映する制度 として地域自治区等を設け、内容の充実を図ることを要請する」と、それでよろしいですか。 「「はい」と呼ぶ者あり〕
- **〇山岸委員長** それでは、そのように、事務局、わかりましたか。どうですか。そこで直した 文面を読み上げてください。

議会事務局長。

- ○白井相模原市議会事務局長 それでは、今お話がございました、3行目まではそのままです。 「反映する制度として」、その後、「合併特例法第5条の5に規定する」を削りまして、 「地域自治区等を設け、その内容の充実を図ることを要請する」。
- 〇山岸委員長 どうですか、今の文面で。

[「いいですよ」と呼ぶ者あり]

**〇山岸委員長** それでは、今朗読の内容で、ひとつ最終確認ということでお願いしたいという ように思います。

なお、文書をもって会長に報告をするということになりますので、また再度、写し等は皆 さんに配られると思いますので、変わったところは最後のところだけですので、よろしくお 願いしたいというように思います。

それでは、この件につきましては今の文面をもって確認をいただくということでお願いを したいというように思います。



#### ◎その他

**〇山岸委員長** 次第の3に移らせていただきます。

合併協議会事務局長。

**〇田所事務局長** 大変ありがとうございました。只今ご決定いただきました内容つきまして、

それと今までのいろいろな検討の経過等々を含めて、検討委員会の委員長の方から、21日、 火曜日になりますけれども、委員長の方から合併協議会の会長の方に、この内容で、こうい うことで決定いたしましたということでご報告をいただくというようなことで段取りの方を させていただければというふうに考えてございます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

〇山岸委員長 他に。

佐藤委員。

- ○佐藤委員 ちょっと事務局と皆さんに確認をしておきます。この報告については21日ということで委員長からしていただくんですが、その前に会長への報告もある訳ですね。さっき、そんなニュアンスがあったんですが。さっきの事務局の話によると、この報告のうちの、この後段の部分、「なお、城山町」以下というところですが、この訂正した部分も含めて、この部分は、会長へ報告すると同時に──決定事項はこの上の段ですから、簡単に言えば、協議会にはこの決定が出ればいいことだけれども、要は、会長報告と21日の協議会報告にこの付記の部分も一緒に報告していただかないと何の価値もないことだから、全員いるところでやはり検討会としての結論をご報告してもらう点で、あわせて両方にその報告をお願いするということを確認しておいてもらいたい。
- ○山岸委員長 それでは、今、定数特例の結論が出たことと、前段の。それから、なお書きの部分も含めて、合併協議会の方に私の方から報告すると。と同時に、6月4日以来、7回にわたる経過も報告しなければいけない。最終的な報告になる訳でございますので、文章もそれなりにきちんと、後に残るものですから整理をして、ご報告を申し上げたいと、こんなふうに思っています。

それでよろしいでしょうか。

特に他にありませんか。

#### ◎閉 会

**〇山岸委員長** 無いようでしたら、議員の定数等に関する検討委員会の閉会に当たりまして、 私の方から一言ごあいさつを申し上げます。

6月4日の第1回の検討委員会から本日の第7回の検討委員会まで、約3カ月半にわたり

大変にご熱心にご検討をいただき、誠にありがとうございました。

議員の定数等に関しましては、合併に関する多くの協議事項の中でも、住民の方々の関心が大変高い、重要な事項の1つでございますが、委員皆様のご尽力によりまして検討委員会としての方向を見出し、合併協議会会長にご報告をするとともに、9月21日の合併協議会に協議案件として提出することができますことを心から感謝を申し上げます。

皆様のご推薦により議員の定数等に関する検討委員会の委員長という大任を仰せつかった 訳でございますが、皆様のご協力、ご尽力によりまして、梶野副委員長さんともども、この 責務を果たすことができましたことを心から感謝を申し上げ、閉会のごあいさつとさせてい ただきます。

皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。(拍手)

閉会 午後 4時04分

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定により署名する。

平成16年10月22日

会議録署名人 佐藤賢司

会議録署名人 荒 井 三 和